

# 戸籍謄抄本等郵便請求書（郵送用）

※本人確認書類が必要です

市区町村長 殿

平成 年 月 日

請求者	住所	〒	—	昼間連絡のつく電話番号	—	—
	フリガナ				生年月日	
	氏名	印			明大	年 月 日生
本籍						
筆頭者		※筆頭者は死亡等で除籍になっても変わりません。				
必要な人の氏名		※各種抄本・身分証明書を請求する場合はご記入ください。				
戸籍に記載がある人と請求者との関係		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属（父母・祖父母等） <input type="checkbox"/> 直系卑属（子・孫等） <input type="checkbox"/> その他（ ）				

※請求者が上記「その他」に該当する場合には、次の「請求の理由」欄の記載が必要です。

請求の理由	次のいずれかにチェックをつけ、（ ）内に請求理由を詳細に記載してください。
	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出 <input type="checkbox"/> その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

※代理人による請求は、委任者が作成した委任状が必要になります。

必要な書類	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450 円	通	除籍全部事項証明（除籍謄本）	750 円	通
	戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	450 円	通	除籍個人事項証明（除籍抄本）	750 円	通
	改製原戸籍謄本	750 円	通	戸籍附票謄本	300 円	通
	改製原戸籍抄本	750 円	通	戸籍附票抄本	300 円	通
	身分証明書 ※本人以外の方が請求する場合は委任状が必要です。	300 円	通	戸籍附票の必要な住所を記入してください。		
	その他（ ） ※手数料についてはお問い合わせください。		通	記入例：〇〇市△△1-1から現在の住所まで		

使用目的	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 資格取得 <input type="checkbox"/> 年金の手続き <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 戸籍届 <input type="checkbox"/> その他（ ）
必要事項	<p>☆どのような戸籍が必要ですか？</p> <p>記入例：〇〇の生まれてから死亡するまでの戸籍。〇〇と△△の親子関係がわかる戸籍。</p>

◎本請求書と次の物を同封してお送りください。

1. 手数料分の定額小為替（郵便局で購入）
2. 本人確認書類のコピー（免許証や住基カード、保険証など、現住所の記載のある書類）
3. 返信用封筒（現住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）

※偽りその他不正の手段により交付を受けたものは、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

# 郵便請求に当たっての注意事項

## 1. 戸籍の請求をすることができるのは、次の方になります。

- (1) 戸籍に記載されている本人又はその配偶者、その直系尊属（父母、祖父母等）  
若しくは直系卑属（子、孫等）
- (2) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方
- (3) 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (4) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

## 2. 請求の理由の記載について

上記（2）～（4）に該当する方は、請求理由の記載が必要となります。

- (1) 権利行使・義務履行のために請求する場合  
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合  
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。  
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合  
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

## 3. 資料の提出について

請求者と戸籍に記載されている方との続柄が当市の戸籍ではわからない場合や、請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、それらが確認できる資料の提供を求めることがございます。

## 4. 戸籍の改製について

伊佐市では、平成19年2月10日に戸籍の改製（コンピュータ化）を行いました。

改製後の戸籍には改製日時点で婚姻や死亡等により除かれた方は記載されておりません。除かれた方の記載された戸籍が必要な場合は、改製原戸籍の請求が必要です。

同様に戸籍の附票も改製しており、改製後の附票には改製日時点での最終住所以降の履歴が記載されております。

改製日以前の住所から現在の住所までの履歴の証明が必要な場合は「改製前の戸籍の附票」と「現在の戸籍の附票」の2通請求していただくことになります。手数料も2通分（600円）必要です。

なお、住所をおかれていた時期によっては、保存期間の経過により附票の発行ができない場合がございます。

## 5. 郵便請求書類の送付先

〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里1888番地

伊佐市役所 市民課 市民係

※不明な点がある場合は、0995-23-1311 市民課市民係へお問い合わせください。